

第6章 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

区分	政令	規則
平家建の建築物に設置するもの	12(1)	
アルキルアルミニウム等	12(1) + (3)	22の7・22の8
アセトアルデヒド等	12(1) + (3)	22の7・22の9
ヒドロキシルアミン等	12(1) + (3)	22の7・22の10
平家建以外の建築物に設置するもの	12(2)	

凡例…12(1)①→第12条第1項第1号

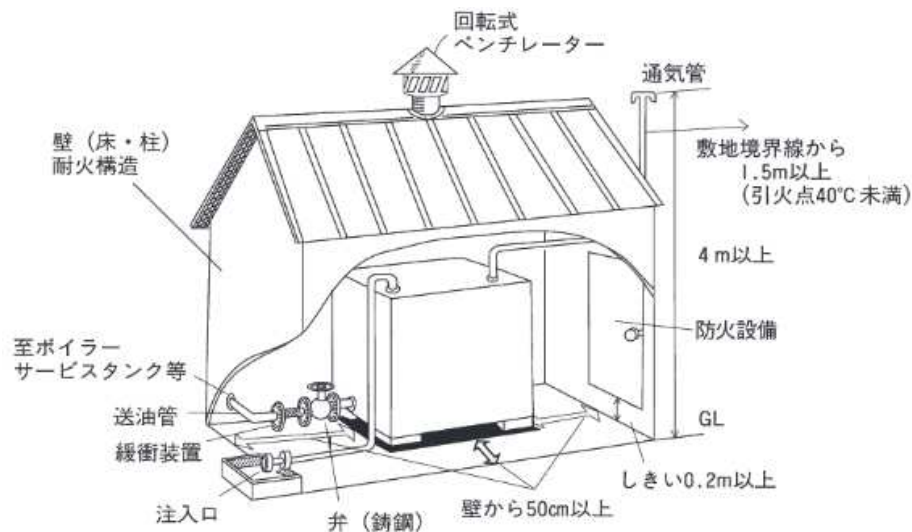
第1 タンクの設置場所(令12-1-1)

1 タンクの設置場所

- (1) 屋内貯蔵タンクは、平家建ての建築物内のタンク専用室に設けなければならないこととされているが、平家建ての建築物内に屋内貯蔵タンクだけを設置する場合には、建築物全体が専用室に該当する。
- (2) タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備は設置しても差し支えないが、その他のものは設置してはならない。
- (3) 屋内タンク貯蔵所は、1棟の建築物中に複数設置することができる。ただし、複数の屋内タンク貯蔵所が壁又は床を共用することできない。

(平成元年7月4日消防危第64号)

平家建屋内タンク貯蔵所の例



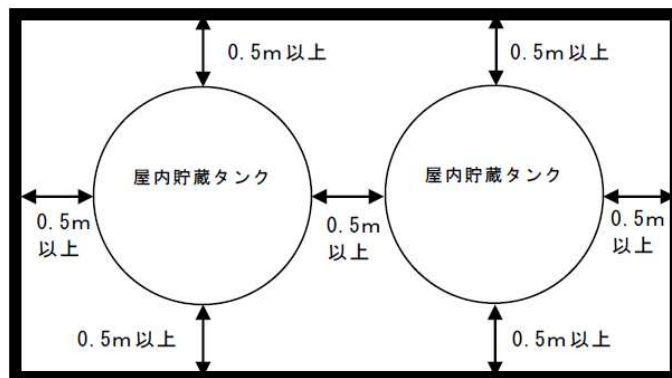
第2 タンク室内の間隔(令12-1-2)

1 タンク室内の間隔

タンクとタンク室の壁等との間隔は、タンクの点検に必要な間隔であることから、柱やその他の設備を設置してはならない。

また、タンクと専用室の屋根、はり等の間隔は、特に規定されていないが、タンク上部やタンク内部の点検等が容易に行える程度の間隔は必要である。

タンク専用室の壁及びタンク相互の間隔



第3 標識・掲示板(令12-1-3)

1 標識・掲示板

標識及び掲示板については、別記4〔標識及び掲示板〕によること。

第4 タンクの容量(令12-1-4)

1 タンクの容量

屋内貯蔵タンクの容量は、指定数量の40倍（第4石油類及び動植物油類以外の第4類の危険物にあつては、当該数量が2万リットルを超えるときは、2万リットル）以下であること。同一のタンク専用室に屋内貯蔵タンクを2以上設置する場合におけるそれらのタンク容量についても同様とする。（政令第12条第1項第4号）

タンク1基設置時の最大容量（例）

品名	最大容量	倍数
特殊引火物	2,000L	40倍
第1石油類	(非水溶性) 8,000L	40倍
	(水溶性) 16,000L	40倍
第2石油類	20,000L	(非水溶性) 20倍 (水溶性) 10倍
第3石油類	20,000L	(非水溶性) 10倍 (水溶性) 5倍
第4石油類	240,000L	40倍
動植物油類	400,000L	40倍

タンク2基設置時の最大容量（例）

品名	容量	倍数	合計倍数
第1石油類 (非水溶性)	5,000L	25倍	40倍
第2石油類 (非水溶性)	15,000L	15倍	
第3石油類 (非水溶性)	20,000L	10倍	40倍
第4石油類	180,000L	30倍	

第5 タンクの構造(令12-1-5)

1 タンクの構造

屋内貯蔵タンクの構造は、政令第11条第1項第4号に掲げる屋外貯蔵タンクの構造の例によるものであること。（政令第12条第1項第5号）

第6 外面塗装（令12-1-6）

1 外面塗装

- (1) ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめのための塗装を要しないものとして差し支えない。（平成10年3月16日消防危第29号）
- (2) さびどめの塗料等については、第5章 屋外タンク貯蔵所 第13「外面塗装」によること。

第7 通気管・安全装置（令12-1-7）

1 通気管・安全装置

- (1) アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、規則第20条第2項第1号及び第2号に適合した同条第1項第2号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。
(昭和37年10月19日自消丙予発第108号質疑)
また、引火防止網は、40メッシュ以上とすること。
- (2) 安全装置については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」 第15「圧力計及び安全装置」によること。

第8 液量自動表示装置（令12-1-8）

1 液量自動表示装置

- (1) 自動表示装置については、第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」 第16「液量自動表示装置」によること。

第9 注入口（令12-1-9）

1 注入口

- 注入口については、第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」 第17「注入口」によること。

第10 ポンプ設備（令12-1-9の2）

1 ポンプ設備

- (1) 第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」 第18「ポンプ設備」の例によること。
- (2) ポンプ設備の周囲には点検・修理のための適当な空間を保有すること。 (★)
- (3) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。 (★)
- (4) ポンプ設備の周囲には点検・修理のための適当な空間を保有すること。

屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

ポンプ設備の設置種別		構造				
		壁、柱、床、 はり	屋根の構造	窓・出入口	流出防止措置	
タンク専用室の存 する建築物以外の 場所に設けるポン プ設備	ポン プ 室 内 に 設置	不燃材料	不燃材料とし、軽 量な金属等の不 燃材料でふく	窓は網入りガ ラス、出入口は 防火設備	20 cm以上の不燃材料 の囲い、不浸透（コ ンクリート等）傾斜、 ためますを設ける。	
	屋 外 に 設置	—	—	—	ポンプ設備直下の地 盤の周囲に 15 cm 以上の囲い、不浸透（コ ンクリート等）傾斜、 ためます、油分離槽 を設ける	
タンク専用室の存 する建築物に設けるポン プ設備	平家建ての建 築物内に設ける屋内貯蔵タン クのポンプ 設備	タンク 専 用 室 外 の 場 所 に 設置	不燃材料	不燃材料とし、軽 量な金属等の不 燃材料でふく。	窓は網入りガ ラス、出入口は 防火設備	20 cm以上の不燃材料 の囲い、不浸透（コ ンクリート等）傾斜、 ためますを設ける。
		タンク 専 用 室 内 に 設置	耐火構造 はりは不燃材 料（引火点 70℃ 以上の第4類危 険物は壁、柱、 床を不燃材料 とできる。）	不燃材料とし、天 井は設けないこ と。	窓は網入りガ ラス、出入口は 防火設備 延焼のおそれ のある部分は 自閉式の特定 防火設備、壁に 窓は設けられ ない。	出入口のしきいの高 さ（20 cm）以上の不 燃材料で囲う、又は ポンプ基礎の高さを しきい以上の高さ とする。不浸透（コ ンクリート等）傾斜、 ためますを設ける。
	平家建て以外 の建築物内に 設ける屋内貯 蔵タンク（引 火点 40℃以 上の第四類危 険物のみ）の ポンプ設備	タンク 専 用 室 外 の 場 所 に 設置	耐火構造	上階の床は耐火 構造、屋根は不燃 材料（天井は不 可）	自閉式の特定 防火設備、窓は 設けられない。	20 cm以上の不燃材料 の囲い、不浸透（コ ンクリート等）傾斜、 ためますを設ける。
		タンク 専 用 室 内 に 設置	同上	同上	同上	20 cm以上の不燃材料 の囲い等による流出 入防止措置をする。

※ ポンプ設備の固定については、アンカーボルト等により堅固な基礎の上に固定すること。

※ 室内に設置する場合、採光は照明により代替えも可である。

※ 排気、換気設備については、別記 6 [換気、排出設備] によること。

第11 弁（令12-1-10）

1 弁

弁については、第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」屋外タンク貯蔵所第19「弁」によること。

第12 タンクの水抜管（令12-1-10の2）

1 タンクの水抜管

水抜管については、第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第20「水抜管」によること。

※ 地震動等により損傷を受けるおそれがない場合は、タンク底に設けることができる。

第13 配管（令12-1-11、令12-1-11の2）

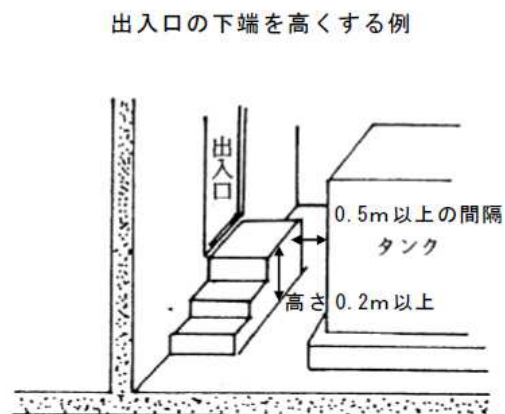
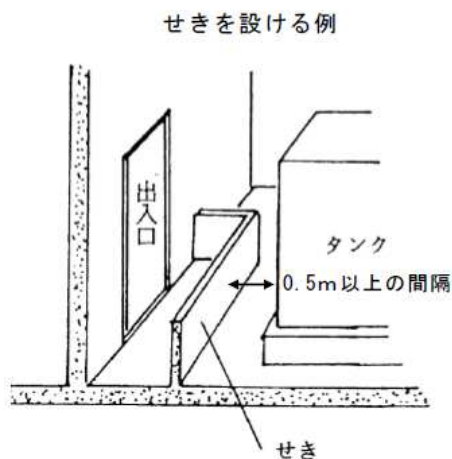
1 配管

配管については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第20「配管」、タンクとの結合部分の損傷防止措置（可とう管継手等）については、第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第21「配管等」、その他については別記10 [配管の材料・塗覆装及び運用] によること。

第14 タンク専用室の構造等（令12-1-12～18）

1 タンク専用室の構造等

- (1) 「耐火構造・不燃材料」とは、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (2) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5〔延焼のおそれのある外壁等〕によること。
- (3) 延焼のおそれのある外壁には、出入口以外の窓等の開口部を設けることはできない。
ただし、防火上有効なダンパー等を設けた場合は、換気及び排出設備による開口部を設けることができる。
- (4) タンク専用室の屋根の材質については、放爆構造を前提とした屋内貯蔵所の屋根と異なり不燃材料であればよく、軽量な不燃材料とすることを要求していない。また、天井を設けることにより天井裏への危険物蒸気の滞留等が考えられる危険性があるので、天井を設けないこととされている。
- (5) 特定防火設備又は防火設備については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」参照のこと。
- (6) 網入りガラスは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第8「網入りガラス」参照のこと。
- (7) 床の構造の詳細については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」参照のこと。
- (8) しきいの高さは床面から0.2m以上とするが、貯蔵する危険物の全量を収容することができる高さとするか、又はこれに代わるせき等を設けること。
この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。（★）
- (9) 前(8)の内側の面については、防水モルタル等により仕上げること。



- (10) 換気設備等の詳細については、別記6〔換気、排出設備〕によること。

第15 電気設備（令12-1-19）**1 電気設備**

電気設備については、別記7〔電気設備〕によること。

第16 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（令12-2）**1 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所**

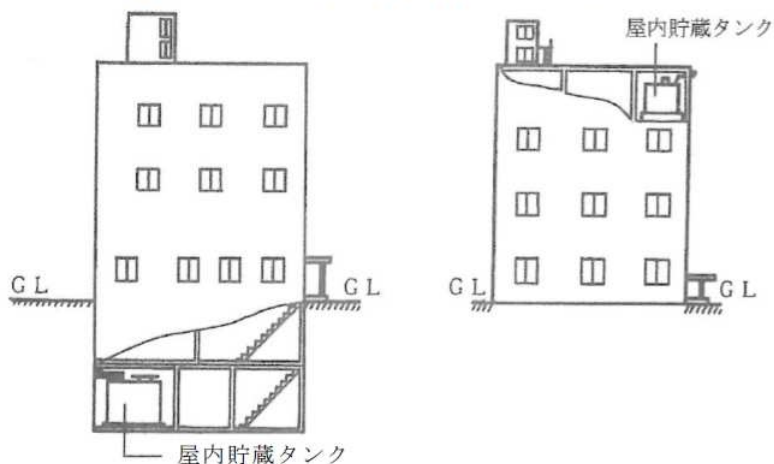
適用を受ける項目

条 項 (令第12条1項)	概 要	平家建以外の屋内タンク (令第12条2項)
1号	タンクの設置場所	
2号	タンク室内の間隔	準用
3号	標識・掲示板	準用
4号	タンクの容量制限	準用
5号	タンクの構造	準用
6号	タンクのさびどめ塗装	準用
7号	通気管等	準用
8号	自動表示装置	準用
9号	注入口	準用
9号の2	タンク専用室の存する建築物 以外の場所に設けるポンプ設備	準用
10号	タンクの弁	準用
10号の2	タンクの水抜き管	準用
11号	配 管	準用
11号の2	配管とタンクの接合部の損傷防止	準用
12号	タンク専用室の構造	
13号	タンク専用室の屋根	
14号	タンク専用室の窓、出入口	
15号	タンク専用室の網入りガラス	
16号	タンク専用室の床の構造等	準用
17号	タンク専用室のしきい	
18号	タンク専用室の換気設備等	準用
19号	電気設備	準用

「準用」…政令第11条第1項（屋外タンク貯蔵所の基準）を準用

「空欄」…特例基準を定めるもの。

平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の例



第17 平屋建以外の建築物に設けるタンクの設置場所（令12-2-1）

1 タンクの設置場所

平家建以外の建築物に屋内貯蔵タンクを設ける場合であっても、タンク専用室に設置しなければならない。また、タンク専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備は設置してもさしつかえないが、その他のものは設置してはならない。

第18 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク注入口付近の表示装置（令12-2-2）

1 注入口付近の表示装置

- (1) 平家建以外の建築物に設けられる屋内貯蔵タンクは、注入口が当該タンクの設置場所から遠い位置に設置されることが予想されるので、危険物のタンクへの過剰注入による漏えい、飛散等を防止するために注入口の付近に危険物の量を表示する装置を設けることとしている。
- (2) 「危険物の量を表示する装置」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。

（昭和46年7月27日付消防予第106号通知）

第19 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンクのポンプ設備（令12-2-2の2）

1 ポンプ設備の基準

- (1) 第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第18「ポンプ設備」の例によること。
- (2) ポンプ設備の周囲には点検・修理のための適当な空間を保有すること。 (★)
- (3) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。 (★)

第20 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク専用室の構造（令12-2-3～8）

1 タンク専用室の構造

- (1) タンク専用室が平家建以外の建築物に設置されるものであることから、火災が発生した場合においても他の部分へ延焼することがないように、壁、柱、床、はり及び上階の床を耐火構造とすることによって、タンク専用室を防火的に独立させている。
- (2) タンク専用室の構造を制限した目的により、タンク専用室には窓を設けてはならないとされている。また、タンク専用室の出入口についても、常時閉鎖状態が確保される自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。
- (3) 平家建以外の建築物に設けるタンク専用室の換気設備は、タンク専用室又はタンク専用室以外の部分において火災が発生した場合に壁等を貫通する当該換気設備のダクト等を通じ、相互の延焼を防止するため、ダンパー等を防火上有効に設けることとされている。

なお、換気設備については、別記6「換気、排出設備」によること。

- (4) タンク専用室以外の部分に流出しない構造には、出入口のしきいの高さを高くするもの又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法があり、これらについてはタンク専用室内に収納されている危険物の全量を収納することができるものとする必要がある。

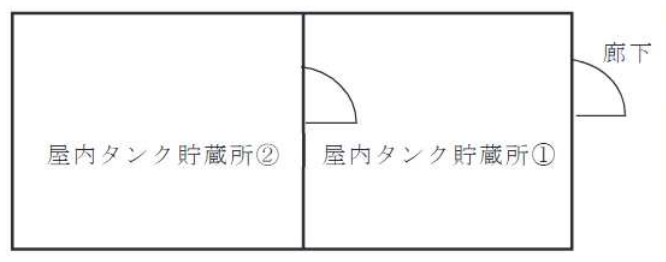
（昭和46年7月27日消防予第106号）

しきい及びせきについては、第14「タンク専用室の構造等」によること。

- (5) タンク専用室を隣接させ、一方のタンク専用室をもう一方のタンク専用室を経なけ

れば出入りできない構造にした場合（下図参照）、それぞれを別の屋内タンク貯蔵所とすることは、一の出入口を共用していることから認められない。

（昭和40年5月4日自消丙予発第83号）



一方のタンク専用室を経なければならない例